別記様式第六の二（第十五条第三項関係）（A4）

認定しない旨の通知書

第　　号
年　　月　　日

申請者　　様

特定行政庁　　印

別添の認定申請書及び添付図書に記載の計画について、下記の理由により地域再生法第17条の43の規定により読み替えて適用する建築基準法第52条第６項第３号による認定をしないこととしましたので、通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して３か月以内に　　建築審査会に対して審査請求をすることができます（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して３か月以内であっても、処分の日から１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。また、この通知を受けた日（当該処分につき審査請求をした場合においては、これに対する裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して６か月以内に　　を被告として（訴訟において　　を代表する者は　　となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この通知又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して６か月以内であっても、処分又は裁決の日から１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

（理由）